

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第13回）

令和元年6月17日

【金融庁（直井）】 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中、第13回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会にお集まり頂き、ありがとうございます。本懇談会の事務局を務めております、金融庁企画市場局総務課信用機構企画室長の直井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、事務局より座長の就任及び退任に関しましてお知らせをさせていただきます。前回の懇談会后、座長の山本豊様のご退任されることになったため、麻生多重債務者対策本部長の指名により、山本和彦様が新たな座長に就任されることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、山本豊前座長より退任のご挨拶を預かっておりますので、ご紹介させていただきます。本懇談会に関わらせて頂き、多重債務問題につき勉強の機会を与えて頂いたこと、及び構成員各位のご協力に感謝申し上げます。今後も、一研究者として関心を持って取り組んでいければと考えております。

以上でございます。

それでは、山本座長からご就任のご挨拶を頂くとともに、以降の進行をお願いすることにいたします。

【山本座長】 ただいまご紹介にあずかりました、一橋大学の山本と申します。私は法律の研究者でありまして、これまで倒産、あるいは生活、事業の再生といったような事柄について、主として裁判手続、司法手続の観点から研究をしてみましたが、このような場でより広い視野から勉強させて頂く機会を与えて頂いたことを、大変楽しみにしております。

このような司会役は大変不慣れなものでございますけれども、皆様の活発なご議論を引き出すことが私の役割だと認識しておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、田中副大臣よりご挨拶を頂きたいと思っております。なお、報道関係の方のカメラ撮りにつきましては、田中副大臣のご挨拶時のみとさせていただきますので、どうかよろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、副大臣、よろしくお願いいたします。

【田中金融担当副大臣】 皆様、おはようございます。金融担当の内閣府副大臣の田中良生でございます。本日は、第13回目となります、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会、こうしてお忙しい中、構成員の皆様にはご出席を頂きまして、お力を頂いておりますこと、本当に心より厚く感謝を申し上げたいと思います。

本懇談会は、これまでの多重債務対策の成果、これを維持しつつ、また新たな課題等への対策を含めた、今後、取り組むべき施策を検討する場といたしまして、設置、運営を図ってきたところであります。これまで、各方面の皆様のご協力を得つつ、各省庁、また地方公共団体が連携して取り組みを続けることによりまして、多重債務問題の着実な改善が見られるところであります。

しかし、一方で、現在も多重債務を抱える方は多数おられます。取り組みをこれからも継続していくことは必要不可欠なことであります。また、先般、ギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定されたところですが、このギャンブル等への依存によって多重債務を抱えることがないよう、関係機関との連携が重要となってまいります。この新たな要請にもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

本日の懇談会では、関係省庁より多重債務問題への対応状況や、ギャンブル等依存症対策の状況のほかに、SNSを利用した違法な高金利での個人間融資、偽装ファクタリングなどの新たなヤミ金事案への取り組み状況などについても、ご報告をさせて頂きたいと思っております。

また、構成員の皆様方からは、現場の実態に即した資料や、ご報告を頂けるものと伺っております。多重債務をめぐる環境変化に即して、一層取り組みを進めていくことができるように、本日は是非とも構成員の皆様には忌憚のないご意見を賜り、そして、ご知見をお借りできればと思っております。どうぞ、今日はよろしくお願いいたします。

【山本座長】 田中副大臣、ありがとうございました。なお、田中副大臣は他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

(田中副大臣退席)

【山本座長】 それでは、カメラの撮影もここまでとして頂ければと思います。

(カメラ退出)

【山本座長】 なお、この懇談会につきましては、記者以外の方々も含めまして、動画、あるいは静止画の撮影や録音は禁止させて頂きたいと思っておりますので、ご協力のほどよろし

くお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、事務局から構成員の出席と配付資料の確認についてご説明をお願いいたします。

【金融庁（直井）】 構成員のご出席状況ですが、本日は重川構成員、竹島構成員、行岡構成員は、ご都合により欠席となっております。

次に、お手元に本日配付している資料の一覧を用意しております。各資料の右肩には資料番号等をつけておりますので、不足がございましたら、お申しつけください。

なお、行岡構成員はご欠席でございますが、資料のご提供がございましたので、あわせて配付させて頂いております。以上でございます。

【山本座長】 それでは、議事次第に沿って議事を進行させて頂きたいと思います。本日は、この後、議事次第の3にあります多重債務対策をめぐる現状及び施策の動向等についてということで、関係省庁からそれぞれの取り組みについてご報告をして頂きたいと思っております。

その後、引き続き議事次第の4、意見交換において、本日は今井構成員、辻構成員、新里構成員からご提出を頂いた資料に沿って、ご報告をして頂きたいと思っております。また、浜田構成員からも資料1に関してのご発言があると伺っております。その後、これらのご報告に対する質疑応答も含めまして、意見交換の時間を設けたいと思っております。全体として、12時をめぐりまして1時間半ぐらいを予定しておりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、これより議事次第の3、多重債務対策をめぐる現状及び施策の動向等についてという部分に入りたいと思っております。まず、資料1の多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向につきまして、金融庁及び消費者庁からご報告をお願いいたします。

【金融庁（直井）】 それでは、資料1につきましてご説明いたします。なお、当資料につきましては、金融庁のほか、消費者庁、厚生労働省、法務省からもデータを提出して頂き、まとめております。また、資料中、14ページから15ページの新たなヤミ金事案につきましては、当庁の担当部局から、16ページ以降のギャンブル等依存症対策の動向につきましては、消費者庁より説明をいたします。

それでは、1ページ目をご覧ください。こちらは、無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たりの残高金額の推移を示しております。多重債務者対策につきましては、従来より5件以上の無担保無保証借入残高がある人数を指標としてフォローア

ップを行っております。この推移を見ますと、直近の平成30年度は9万人であり、29年度から横ばいとなっております。なお、3件以上の無担保無保証借入の残高がある人数につきましては、平成30年度は120万人となっており、昨年よりも若干増えているところであります。また、貸金業利用者の1人当たりの残高金額につきましては、直近の平成30年度は53万円となっており、ここ数年おおよそ横ばいとなっております。

次に2ページ目でございます。こちらはご参考といたしまして、貸金業利用者に関する調査・研究の結果概要を示しております。本調査・研究は、改正貸金業法の成立後、貸金業利用者の動向を把握するため、金融庁において毎年実施しているものであります。インターネットでのアンケートで実施しております。これによりますと、まず(1)の3年以内に貸金業者を利用した経験がある方は、前年比0.3%増の7.6%となっております。

また、(2)のこれら借り入れ経験者の借り入れ目的は、生活費の補填が49.5%と半数近くを占めております。(3)の3年以内の借り入れ経験者のうち、ヤミ金の利用経験がある方は9.9%、前年比5.3%増となっております。(4)では、最近のトピックスといたしまして、ギャンブル等依存症について質問しており、3年以内借り入れ経験者のうち、ギャンブルを借り入れの理由とした方が8.8%ほどいたのですが、そのうちいずれかに財務相談をした経験がある方は16.9%となっております。相談先は家族、親類、友人が57.3%と、最も多くなっております。

最後に(5)ですが、ギャンブル等依存症対策の一環として、貸金業、銀行業において行っております貸付自粛制度の認知度合いについて、詳細な内容を知っていたが1.7%、聞いたことがあるが6.6%となっております。これにつきましては、今後の広報啓発が期待されるところでございます。

次に、3ページ目をご覧ください。こちらは財務局等に寄せられた相談の状況を示しております。まず上の段のグラフをご覧くださいなのですが、こちらは財務局等に寄せられた相談件数の月別推移をお示ししております。多少の増減はありますが、平均しますと1月当たり457件の相談が寄せられております。

次に、下の段の左のグラフをご覧くださいなのですが、こちらは相談者の借り入れをしたきっかけを示しております。低収入・収入の減少が最多で、次いで商品・サービス購入となっております。なお、ギャンブル等につきましても昨年と同程度の相談がなされております。

次に、下の段の右側のグラフですが、こちらは相談者の年収をお示したものでありま

して、年収400万円未満を境に相談者が多くなっている状況にあるかと思えます。

次、4ページ目をご覧ください。こちらは地方自治体に寄せられた相談の概況をお示ししております。上の段のグラフにおいて、地方自治体に寄せられた相談件数の月別推移をお示ししております。地方自治体にも、1年を通して相談が寄せられていることがわかるかと思えます。相談件数を見ますと、地方自治体全体で1月当たり、計算しますと2,398件、市区町村だけを見ましても、1月当たり1,845件と、全体としては財務局等に比べ多くの相談が寄せられております。

次に、下の段のグラフをご覧ください。相談者の借金をしたきっかけは、財務局等と同様に低収入・収入の減少が最多で、次いで商品・サービスの購入となっております。

次に、5ページ目でございます。こちらは、地方自治体における生活困窮者自立支援事業等と多重債務相談窓口の連携状況をお示ししております。1年を通しての調査ではなく、全国の地方自治体等の相談窓口の認知度の向上などを目的として、毎年9月から12月に実施している多重債務者相談強化キャンペーンの期間中の調査となっております。

円グラフをご覧くださいと、65.1%の都道府県、24.9%の市区町村において連携が図られたという結果となっております。生活困窮者自立支援制度の動向等につきましては、後ほど厚生労働省から説明がございしますが、多重債務相談窓口と生活困窮者自立支援事業等との連携をさらに深めることにより、多重債務者の発生予防や問題解決に努めたいと考えております。

次に6ページでございます。こちらにつきましては、同じく多重債務者相談強化キャンペーンで、その期間中における都道府県でのギャンブル等依存症に対する専門機関と多重債務相談窓口の連携状況をお示ししております。専門機関として精神保健福祉センター、保健所、自助グループ等を挙げて調査を行ったところ、精神保健福祉センター、保健所との連携は44.2%、自助グループ等との連携は18.6%となっております。

次に7ページでございます。こちらは市区町村におけるギャンブル等依存症の専門機関と多重債務相談窓口の連携状況をお示ししております。連携の実績は先ほどの都道府県より低くなっており、また連携を行わなかった理由がギャンブル等依存症と判断するのが困難というものが多くなっております。後ほど説明がございしますが、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき、連携のためのマニュアルのさらなる周知、改善や研修の実施、各地域における連携体制の構築などを進めていく必要があるかと考えております。

次に、8ページでございます。こちらは全国消費生活情報ネットワークを通じて、全国

の消費生活センターから寄せられた相談件数の推移を示しております。直近の平成30年度は2万4,844件、ここ10年ほど減少傾向となっております。

引き続き9ページでございます。こちらは平成26年4月以降の月別の相談件数の推移と相談事例をお示ししております。月別の推移は、平成30年度も例年と同様な傾向となっております。また、事例といたしまして、最近の動向を踏まえ、ギャンブルを原因としたものや、カードローンを取り上げさせて頂いております。

次に10ページでございます。こちらは厚生労働省、警察庁の統計により多重債務が原因と見られる自殺者の推移、その割合を示しております。直近の平成30年は703人、3.4%となっており、平成19年以降は全体的に減少傾向にあるものの、ここ数年は横ばいから若干増えてきているという状況にあります。

引き続き11ページ目でございますが、こちらは平成30年の自殺者703人について、年齢階級別、及び職業別に整理した表となっております。年齢階級別に見ますと、50代が192人と最多となっております。また、職業別で見ますと、有職者が480人で約7割となっております。有職者のうち自営業、家族従業者が117人で、約25%、被雇用者、勤め人が363人で、約75%となっております。

次に12ページ目でございます。こちらは裁判所の司法統計による自然人の自己破産件数の推移を示しております。平成15年以降、全体としては減少傾向にありますが、ここ数年は横ばいから若干増えているという状況にあるかと思えます。

次に、13ページ目です。こちらは赤い折れ線グラフにつきましては銀行カードローンの残高の推移、青い折れ線グラフが貸金業者による消費者向け貸付残高の推移を示しております。銀行カードローンの残高につきましては上昇傾向にあったところでございますが、2017年度の5.8兆円から2018年度の5.7兆円と、減少という状況となっております。

次に、14ページ目でございます。こちらの新たなヤミ金事案につきましては、担当部局より説明をさせていただきます。

【金融庁（岡田（調））】 監督局金融会社室の岡田でございます。よろしくお願いたします。私からは、新たな手法によるヤミ金事案への取組について、ご説明させていただきます。

資料14ページをご覧ください。資料上部の課題という部分に記載してありますとおり、近時、SNSやインターネット掲示板を利用しまして、個人間での融資を装って、業とし

て違法な高金利での貸付けが行われている事案や、中小企業の経営者を狙って債権の売買であるファクタリングを装って、実質的には債権を担保とした貸付けが行われている事案が発生しているのではないかと新聞報道等でも取り上げられてございます。

これらは、いずれも貸金業法上の金銭の貸付けに該当するものである可能性が高いと考えられますが、反復継続の意思を持ちまして金銭の貸付けを行っていけば、無登録営業ということで貸金業法違反となるほか、その利息につきましては利息制限法や出資法違反となる場合もあり得ると考えております。

これらの事案への対応状況につきまして、資料の対応という部分に記載しておりますが、まず被害の実態を把握するため、利用者から寄せられております苦情相談事例について調査を行いました。その結果、金融庁・財務局におきまして、平成30年度においては年間3万5,000件ほどの苦情相談が寄せられておりますが、そのうち50件程度のSNSを利用した個人間融資や偽装ファクタリングに関する苦情相談事例が確認されました。ただし、その中の40件程度がファクタリングを営む場合に貸金業登録が必要かといった制度的な照会でありまして、点線の囲いに記載してありますような具体的な被害が予想されず事案につきましては、10件程度にとどまっております。

次に、SNSを提供するプラットフォームでありますとか、貸金業を兼業しているファクタリング業者につきまして、実態把握のためのヒアリングを行っております。ヒアリングを実施しました事業者においては、具体的な被害事例や悪質な業者の情報は把握されておりましたが、SNSを利用した個人間融資につきましては、不特定多数が閲覧可能なツールを使って広く勧誘を行い、その後の詳細なやりとりはプラットフォーム事業者も確認することが難しい、非公開のツールを使って行うといった手口で行われているのではないかとこの可能性があることについて、示唆がなされました。

また、偽装ファクタリングにつきましては、一般にファクタリング契約の審査には1カ月程度の審査期間を要するところ、売掛債権を速やかに現金化したい中小企業者がやむなく高額な手数料を是認して、ヤミ金業者から貸付けを受けている可能性があるのではないかとこの示唆がなされました。

このように、いずれの事案につきましても、被害実態が明るみに出にくい性質を有しておりますことから、実態把握のためには注意喚起を行うとともに、被害が疑われる場合には関係機関への相談を呼びかけることが重要であると考えられましたので、これまで関係機関と連携して注意喚起のための啓発を行ってまいりました。

まず、首相官邸のメールマガジンでありますとか、LINE、金融庁と消費者庁のツイッター公式アカウントにおきまして、注意喚起の記事を配信しました。また、SNSを利用した個人間融資につきましては、プラットフォームで構成されます協議会におきまして、構成員を通じまして問題提起を実施して頂いております。

偽装ファクタリングにつきましては、啓発及び関係機関への相談の呼びかけを促す内容のチラシを関係省庁連名で作成しまして、中小企業者が来庁すると思われる行政機関の窓口におきまして配布をいたしております。これらの注意喚起の具体的内容につきましては、資料15ページに一例を掲載しております。

左側が首相官邸のLINEの配信記事で使用しました画像、右側が偽装ファクタリングに関する啓発のためのチラシとなっております。金融庁といたしましては、ヤミ金被害に遭わせないようにするため、引き続き関係機関と連携して実態把握に努め、注意喚起のための啓発を行うとともに、違法な業者に関する情報に接した場合には、警告や捜査機関への情報提供を徹底してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

【消費者庁】 引き続きまして、16ページ以降におきましてギャンブル等依存症対策の関係について、消費者庁からご説明を申し上げます。まず16ページをお開きください。平成31年4月でございますけれども、前年の10月から施行されましたギャンブル等依存症対策の基本法に基づきまして、基本計画が立案され、閣議決定されたという形になってございます。策定経過につきましては、上のほうの米印以下に書いてあるとおりでございます。関係者会議を4回開催させて頂きまして、パブリックコメントを経て閣議決定をしたという運びになってございます。

計画の構成でございますけれども、大きく2段構成、第1章が基本的な考え方、第2章、次のページ以降でございますけれども、基本的な施策が7類型にわたって整理されて、記載されているという形になってございます。基本的な考え方の大きな特徴でございますけれども、ローマ数字のⅢのところでございますように、PDCAサイクルを徹底していくということ、それから、いわゆる多機関・多職種連携と称してございますけれども、非常に複合的な形の対応をとっていくと、行動嗜癖であるがゆえの対応ということで、医学的な領域にとどまらない、総合的な対応ということを構築してございます。

2章以降の個別の政策をご紹介申し上げます。17ページにつきましては、事業者、いわゆるパチンコですとか、公営競技の事業者の取り組みですので割愛させて頂きまして、

18ページをお開きください。まず相談・治療・回復支援という枠でございますけれども、主に赤字のところをご紹介申し上げますが、私ども消費者庁、金融庁において取り組んでいる多重債務関係のものが中心になっているということでございます。

まず、ご家族の方々への支援の強化ということでございます。ギャンブル等依存症につきましては否認の病とも言われているところでございまして、ご家族の方々、借金の肩代わりをしまして、なかなかそういったことが顕在化してこないという問題もございまして、家族の方々への適切な啓発や助言ということができるよう、強化をしていこうというものでございます。

それから、そこから下に2つございますけれども、ギャンブル等依存症対策の相談体制の強化ということで、消費生活センター、それから多重債務の相談窓口、それぞれにおいて研修の実施でありますとか、そういったことを通じて強化していくということでございます。

ローマ数字のⅢのほうにお移りください。予防教育・普及啓発ということでございます。やはり、周知啓発、のめり込みになる前段で予防していくという一次予防が非常に大事だということでございます。まず消費者庁におきまして、さまざまな総合的な情報提供を行うということ。それから、金融庁におきましても、下から2つ目でございますが、金融経済教育を強化して頂くという形になってございます。

19ページをお開き頂ければと思います。Ⅳ以降ということでございますけれども、依存症対策につきましては、厚生労働省のほうを中心になって、三依存症が共通の連携会議を開いて頂いてございますけれども、そうしたものをベースに、今後発展的に対応していくという中で、各地域における包括的な連携・協力体制というものが構築される見込みになってございまして、そちらのほうに財務局等の多重債務の関係の方々、それから消費生活センター等も参画していくという形を予定してございます。

それから、下から2つ目の枠でございますが、実態調査となっております。厚生労働省のほうで、いわゆるギャンブル等依存症問題の実態把握をするのと並行しまして、私ども消費者庁におきましても、国民の方々の消費行動の状況を把握していこうということを見込んでございます。また、多重債務問題の取り組みということで、先ほど言及もございましたけれども、貸付自粛制度につきましては、貸金業協会様、全銀協様のほうで取り組みを既に進めて頂いているところでございまして、そうしたものを適切に運用して頂くということが明記されているという形になってございます。

これらを通じまして、いわゆる行動嗜癖として負の影響が外形にあらわれてくる多重債務問題の対処で深刻化をできるだけ食いとめていくという形をとっていければと考えているところでございます。

その後のページにつきましては、いわゆる取り組み状況ということでございまして、22ページをお開き頂ければと思います。各地域における啓発も非常に大事でございまして、長野県の事例でございますが、消費者月間と基本法に基づく啓発週間は実は両方とも5月でございます。ちょうど5月の啓発週間期間中に、両方の相乗りの取り組み、イベントをやって頂いた様子のご紹介でございます。

それから、最後のページ、23ページでございます。金融庁で貸付自粛制度のPRを、SNSの活用、それから政府広報オンラインの活用ですとか、あるいは庁舎前のティッシュの配布という形で複合的にやって頂いた事例をご紹介します。

資料1につきましては、説明、以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

それでは、引き続き、資料2のヤミ金融事犯の検挙状況について警察庁からご報告をお願いいたします。

【警察庁】 警察庁生活安全局生活経済対策管理官の杉内と申します。よろしくお願いたします。私からは、ヤミ金融事犯の検挙状況等につきまして、資料に沿ってご説明いたします。

まず最初に1の、検挙状況の推移についてでございます。こちらにつきましては、無登録・高金利事犯の検挙事件数とヤミ金融関連事犯の検挙事件数をお示ししております。無登録高金利事犯につきましては、注のほうにも記載しておりますが、貸金業法の無登録営業と出資法の高金利等違反のことで、これはヤミ金融業者そのものを検挙した事件数となっております。

また、ヤミ金融関連事犯につきましては、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等のことで、例えば口座の不正入手や、不正譲渡、レンタル携帯電話事業者による本人確認を行わない貸与など、ヤミ金融業者の犯行を助長する行為を取り締まって検挙した事件数となっております。グラフからも見てとれますように、無登録・高金利事犯の検挙の事件数につきましては年々減少しておりまして、平成30年は130事件となっております。

一方、ヤミ金融関連事犯の検挙事件数につきましては、平成30年は588事件と、前

年比では若干減少しておりますが、増加傾向となっております。これは、ヤミ金融事業者の検挙に向けた捜査を進めていく中におきまして、犯罪を助長する行為として口座の売買等をはじめとした違法行為が見られますので、こうした関連行為についてもヤミ金融関連事犯として積極的に検挙を行っていることが、こうした結果につながっているものと考えております。

次に、2の主な検挙事例として、昨年中に全国警察が検挙したヤミ金融事犯のうち、主な事例についてご紹介をいたします。まず宗教法人らによる出資法違反事件ですが、この事例は宗教法人の代表役員らが電話やファックスで顧客を勧誘し、融資を申し込んできた顧客に対して寄附金や物品売買を装って、法定利息の約8倍から18倍で金銭を貸し付け、元金合計約18億4,200万円を受領していたもので、被害者は全国に及び、約500名の方が被害に遭った事件となります。

次に、年金受給者等を対象とした出資法違反事件についてです。この事例は、無登録貸金業者らがチラシのポスティングにより顧客を勧誘し、融資を申し込んできた顧客に対し、法定利息の約2.3倍から約1.45倍で金銭を貸し付けて、元利金の合計約10億1,800万円を受領していたもので、年金の受給者等約1,140人の方が被害に遭った事件となります。

次に3の携帯電話対策の状況についてです。ヤミ金融業者にとりまして、携帯電話は重要な犯行ツールですので、事件検挙とあわせてこれを無力化する対策も進めており、その取り組み状況を表に示しております。(1)の契約者確認の求めはヤミ金融事犯などに使用されました携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づき契約名義人の本人確認を求めるものです。本人確認がとれなければ、携帯音声通信事業者が最終的に利用を停止することができるというものです。

(2)のレンタル携帯電話の解約要請は、ヤミ金融事犯に使用された携帯電話がレンタル携帯電話であると判明した場合、その事業者に解約を依頼するものです。

最後に、4の金融機関への情報提供の状況についてです。ヤミ金融業者にとって、預貯金の口座は携帯電話と同じく重要な犯行ツールであり、さまざまな方法で他人名義の口座を手に入れて犯罪に利用しているため、ヤミ金融事犯に使用した疑いのある口座につきまして、金融機関への情報提供を行っております。

説明は以上となりますが、ヤミ金融事犯に関しては、ヤミ金融業者側も検挙されないように巧妙化してきているところでもございますので、警察としては、こうした状況を踏ま

え、今後とも各関係機関等と連携しながら取り締まりを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、資料3の生活困窮者自立支援制度の動向について、厚生労働省からご報告をお願いいたします。

【厚生労働省（前田）】 生活困窮者自立支援制度の動向につきまして、資料3に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。私は、生活困窮者自立支援室の室長補佐をしております、前田と申します。よろしく申し上げます。

資料1ページ、ご存知の方もいらっしゃるかと思いますけれども、生活困窮者自立支援制度、平成27年に制度がスタートいたしまして、生活に困窮となった方、もしくはなるおそれのある方、その背景としては、お仕事がなくなる、もしくは経済的な事情、もしくはお子様の状態、いろいろな状態がございますが、そういうふうに関窮となった方、またおそれのある方に対して、相談機能でございます、資料1の左側、いわゆる自立相談支援事業を主軸に必要な支援を整理した上で、個々、個人ごとにプランを作成した上で、実施する機関において確実に実施する。

生活困窮者自立支援制度だけでは、当然必要な支援というのは足りのうございますので、後ほど参考1、5ページで示しておりますけれども、各種他制度との連携を前提にした形で進めてまいっているものでございます。

同制度の中では、自立相談以外にも各種任意事業があります。この事業は、ご存じのとおり、まず実施主体が福祉事務所を設置する自治体となっています。そういうことから、市部については各市が、郡部の町村については県が行うという枠組みでございます。そういった中で、自立相談支援機能のほか、就職の準備の前段階にある方もいらっしゃいました、そういった方には就労準備支援事業、そして、家計の再建、もしくは家計の整理、そういった支援が必要な方については、家計改善支援事業、そして、住居の関係で必要な方については一時生活支援事業、そして、そのご家庭の中にいらっしゃるお子さんに対するサービスが必要なものについては、子どもの学習支援事業というものを、最低限、生活困窮者自立支援制度の中で設けて、実施をお願いしているところでございます。

また、資料2ページをご覧頂きたいと思います。そういった中で、特に生活困窮者自立支援制度では、いわゆる就職活動の前段階の支援を行う就労準備支援事業、そして、先ほど申し上げました家計の再建などに向けて支援を行う家計改善支援事業というものの、平成29年度の全国の実施状況でございますが、お示した資料が以下のとおりでございます。

す。全国平均でいきますと、大体45%から50%弱ぐらいの中にあり、まだ各県においても差があるという状況であります。

こういったことも踏まえまして、平成30年にこの困窮者制度、法改正を行ったところでございます。特に令和元年度から令和3年度を集中期間といたしまして、実施機関である県、そして市に対して、申しあげました就労準備支援事業、並びに家計改善支援事業の全実施に向けて、私どもとしてお願いをしているという状況でございます。

その下の資料3は、自治体ごとに人口規模が違いますので、人口10万人当たりという形にした上で新規相談にこられた方の受付件数、そして、その方に応じたプランを作成した件数、そして、すぐ就職活動ができる方に対する就労支援対象者数などを、それぞれ目標、全国の動きを示したものでございます。いずれも、制度をスタートした27年から徐々に事業などの周知が図られたことにより、少しずつではございますけれども、相談件数などが上がっている状況でございます。

資料4ページでございます。先ほど申しあげましたように、平成30年の法改正で家計と就労準備支援事業の完全実施に向けて自治体をお願いしているところでございますが、その前提といたしまして、生活困窮者自立支援制度では、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業のこの3つが現場において一体的に実施されるということが必要という考えのもと、必要な補助制度の拡充などを行ったところでございます。

また、郡部につきましては、県が行うということでございますけれども、当然一義的には町村の役場に住民の方が相談に来るという場合が多うございますので、やはり設置していない町村の役場においても、その相談に対してのご協力をお願いするという法改正を行ったところでございます。

資料5については、先ほど前段で申しあげましたように生活困窮者自立支援制度だけで完結するものではございませんので、制度スタート時から、先ほど申しあげた多重債務対策関係の窓口のほか、生活保護であったり、学校関係、そして障害関係、国保関係と、幅広い分野との連携をお願いし、それぞれの通知を各都道府県をお願いしているところでございます。

資料6については、生活困窮者自立支援制度と多重債務対策担当分野との連携についての通知を抜粋したものでございます。説明は以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議事次第4の意見交換のほうに移ってまいりたいと思いま

す。本日ご出席の今井構成員、辻構成員、新里構成員から資料をご提供頂いておりますので、まずこれをご紹介頂きたいと思えます。また、浜田構成員からは資料1についてのご発言がございます。お時間の都合上、恐縮ですが、お1人6分程度でお願いできればと思えます。

それでは、まず今井構成員、よろしくお願ひいたします。

【今井構成員】 日本貸金業協会の今井でございます。よろしくお願ひします。それでは、資料に沿いまして、当協会の活動につきましてご説明させていただきます。まず相談・苦情及び紛争解決件数の受付分類状況は、資料の2ページから5ページに記載のとおりでございます。相談・苦情・紛争ともに件数は減少傾向となっております。詳細は後ほどご覧頂きたいと存じます。

次、6ページから9ページは、当協会の貸付自粛制度についてまとめております。6ページの貸付自粛の相談・問い合わせ件数は増加傾向にあります。

また、7ページの信用情報機関への登録件数も同様に増加傾向にあります。(3)はギャンブルを理由とする受付件数ですが、平成30年度の受付総件数は2,532件で、うち1,126件、44.5%の登録となっております。

次の8ページは、ギャンブルを理由とする登録の内訳になりますので、ご覧頂きたいと存じます。

9ページは自粛制度の今後の方向性を記載しております。協会のホームページやリーフレット等を使い、各消費者センター及びギャンブル等依存症の関係機関などに積極的に周知をしまるとともに、全国銀行協会様との連携を密にし、さらなる制度の活用を図ってまいりたいと存じます。

10ページから12ページは、協会が行っております生活再建支援カウンセリングの受付状況や、相談者から寄せられました生の声や、今後の取り組みの方針ですので、後ほどご覧頂きたいと存じます。

13から17ページは、消費者や協会員、大学などの出前講座の実績であります。

15ページをご覧ください。成年年齢引き下げを見据えた取り組みとなっておりますけれども、大学生向けの講座はまだまだ少ない状況であり、強化が必要と考えております。

17ページに今後の課題としまして、今申し上げましたとおり、高校生や大学生などに家計管理、金融トラブル等の金融教育や、高齢者向けの講座が最も重要と考え、一層の取り組み強化を図っていきたくと考えております。

ご説明は以上でございます。今後とも、皆様方のご協力、ご指導、何とぞよろしくお願い申し上げます。日本貸金業協会からは以上でございます。

【山本座長】 今井構成員、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、辻構成員、よろしくお願いいたします。

【辻構成員】 全国銀行協会の辻です。それでは、資料に沿って説明させていただきます。まず3ページをご覧頂きたいと思います。銀行カードローン残高の推移でございます。平成31年4月末の残高は、全国銀行で4兆2,619億円ということで、図表1の一番右側でございますけれども前年同月比はマイナス3.4%ということでございます。以下、業態別に数字を示してございます。

次の4ページは、私どものカードローン専用相談窓口が平成29年10月に受付を開始して以降、令和元年5月31日までに受け付けた件数でございます。図表2でお示しのとおり、返済困難が49件あり、以下、貸付自粛、情報開示等とあわせて140件という受付件数でございます。なお、具体的な主な相談とかカウンセリングの事例につきましては、図表3でお示ししておりますので、後ほどご覧頂ければと思います。

次の5ページは、消費者意識調査の実施でございます。これは前々回の本会合で継続した調査が必要というご指摘もございまして、今回、第2回目の調査を実施したものでございます。調査結果につきましては、図表4に記載のとおりでございます。ただし、結果といたしましては1回目と大きな差異はございません。例えば上から2つ目ですけれども、利用した理由としては銀行だから安心だと感じるため、あるいは店舗やATMが多くて借入れや返済が便利であるといったような理由からでございます。

また、資金使途につきましては、下から2つ目になりますけれども、日常の生活費が多数である一方、その他、教育・教養・養育費の割合も高くなっております。

次の6ページでございます。こちらは前回の本会合でもご指摘を頂きました、金融経済教育に関する取り組みでございます。家計管理と生活設計に関するリテラシー向上を図ることを基本として、お金の基礎知識から、ローン、クレジットの利用方法、留意点などににつきまして、幅広いテーマで金融経済教育を行っているということでもあります。

先ほど出前講座に言及がございましたけれども、当協会もどこでも出張講座という名称で、中学校から高校等を中心に実施しております。学校教育等の現場で活用できる教材等も制作しておりまして、例えば下に書いてあります「生活設計・マネープランゲーム」、これはカードゲーム式の教材ですけれども、これをやることによりまして、住宅ですとか、

車の購入等を含みまして、生活費や人生における必要なお金について学ぶとともに、計画性を持って生活する必要があることを体感できる教材となっております。

そのほか、「家計管理」、「ローン」につきましても、授業プログラムを作っております。それから、左下の授業プログラム「多重債務」はドラマ仕立ての動画を見て頂くことによりまして、多重債務に陥る原因、プロセスを学んで注意喚起をしていくというものでございます。こちらも、前回、お話がございましたけれども、まさに多重債務に陥る原因を含めまして、こういったドラマ仕立ての動画をつくっているということでございます。

次の7ページになります。こちらは消費者信用関係4団体によります共同キャンペーンを今年度も実施するという内容でございます。

次の8ページになります。こちらは銀行カードローンに関する多重債務防止啓発活動でございます。特に2行目のところにありますけれども、令和元年度は、先ほどから話が出ていますギャンブル等依存症対策基本法の啓発週間に合わせまして、お金を借りてギャンブルにのめり込むことの防止啓発動画を新たに制作いたしまして、図表6の一番下にございますけれども、若年層の方々に対する啓発の観点から、渋谷のスクランブル交差点や新橋のS L広場の前の街頭ビジョンで配信するという形であります。

次のページがその内容でございます。左側が先ほど申し上げましたギャンブルにのめり込むことを防止啓発する広報用動画でございまして、右が渋谷で実際にやったときの模様でございます。

続きまして、10ページになります。こちらは貸付自粛制度の運用状況でございます。私ども3月29日から、この貸付自粛制度を開始しております。右側にその運用状況を記載させて頂いております。実際には、括弧内の件数が当協会での受付分でございます。3月末にスタートしたため、まだ件数は多くございませんけれども、登録件数は71件ということでございます。

続きまして、11ページ、貸付自粛制度をどのようにPRしているかということでございます。図表8に記載のとおり、関東地区ですと、東京競馬場、中山競馬場、戸田ボート、松戸競輪場など、関連施設が多い地域で行うことが有効と考えてJR武蔵野線、近畿地区は阪堺電気軌道で鉄道広告を行っております。下に写真でそのイメージを掲出しております。また、スポーツニッポンで、右側に掲出した、貸付自粛制度をご存じですかという新聞広告を掲載いたしました。

次に12ページでございます。こうした貸付自粛制度を当協会として運用開始したわけ

でございますけれども、各銀行において、体制整備ができていくかどうかということを確認いたしました。2つ目の矢羽根ですけれども、既に全ての会員銀行が体制の整備を完了しております。

それから、お客様に対する周知といたしましては、ウェブサイト更新等、準備中の会員が数行ありますけれども、全て上半期中には会員が周知を実施する予定でございます。下にお客様に対する制度周知の事例とございますけれども、自行のウェブサイトに制度の周知バナーを添付して、個信センターウェブサイトへリンクを設定するとか、個信センター作成の案内チラシ、これは右側でございますけれども、これを営業店に備え置くということをしてもらっております。

13ページからは会員向けアンケート調査の調査結果でございます。既に5回行っておりますけれども、残っている課題といたしまして、まず15ページですけれども、年収債務比率の算出方法・保証会社に依存しない形の貸付審査でございます。それぞれ真ん中に表を記載しております。年収債務比率につきましては厳格化したという会員が96行となっております。それから、保証会社に依存しない形の銀行のよる貸付審査につきましては、実施している会員が112行となっております。

取り組み事例の詳細は下に掲載しておりますので、後ほどご覧頂ければと思います。

次に、貸付実施後の定期的な年収証明書の取得・信用情報機関からの定期的な情報取得でございます。最初に矢羽根のところに記載のとおり、定期的な年収の証明書の取得、実施している会員はまだ1割で、多くの銀行が検討継続中ございまして、検討継続中の会員の中には、給与振込口座情報から年収を集計するなどの取り組みを実施しているところがございます。また、信用情報機関からの定期的な情報取得につきましては、右側でございますけれども、約7割の会員が既に実施しているということでございます。

最後になりますけれども、18ページです。今後の当協会の取り組み等ということでございますけれども、こちらの表に記載のとおりであります。これらは、ただいま説明しました内容のフォローアップ等でございますので、説明は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

【山本座長】 辻構成員、ありがとうございました。

続きまして、新里構成員、よろしく願いいたします。

【新里構成員】 じゃ、新里のほうからご説明させていただきます。毎回出させて頂いておりますけれども、自然人の自己破産の推進のところを出させて頂いて、これまで何度もお

話ししましたように、平成28年度から上昇に変わっていったという格好で、30年も下がってきたところからすると、7万件を超えたというところで、メディアでも報道されたところがございます。

それが、今年のところで見ますと、現在2月までしか出ていませんけれども、1万2100件という格好で、前年度受付を見ると10%を超えているという格好になっています。平成30年は29年に対して6.2%ですけれども、現在であれば10%台になっているということになります。

次は、初めて、前回、個人再生のところについてもデータをお出しできなくて、口頭だけでご説明させて頂いたんですけども、初めて今回整理させて頂いて、出させて頂きました。自己破産の経緯については、平成28年から上昇傾向になっているわけですけれども、個人再生につきましては前年、平成27年から上昇になっていて、こちらの上昇のパーセンテージが、例えば27年は10.6%、28年は13.3%、29年は17.5%、30年は17.1%という格好になっていて、現在でも17.2%という格好になっていますので、令和のところも2月段階でございます。

ということからすると、こちらあまり意識しなかったのですけれども、個人再生のほうで、非常に件数が増えてきているというのが出てきて、実は日弁連の消費者委員会も多重債務の部会でも、この原因についてどういうことなんだろうかということで議論して、まだ定説はありませんけれども、1つは、免責不許可事由事案については、個人再生については問わないという格好になっていますので、その案件がこちらに一定、流入しているのではないかと。

実は、必ずしも住宅ローンのあるケース、住宅を守るために利用しているのかというのと、どうも必ずしもそうではなくて、大体半分ぐらいが住宅を持っているのではないかと。そうすると、その半分のほうは、例えば自己破産で処理できる案件がこちらに流れているとすると、やっぱり自己破産ではいけない事情というのが出てくるだろう。それが、ギャンブル等の免責不許可事由だったり、2度目の失敗ということもあるのではないかと。

ここについては、まだ分析はできておりませんが、どうも兆候として個人再生のほうを見てくると、今ギャンブルの依存症対策をしなければならないという時期の中で、少しきちっとやっておかないと、ここにまた個人再生が広がっていくような格好で問題が出てくるのではないかと。銀行のカードローンについては残高が絞られてきている中で、ただ、急激に伸びた影響というのが3年後とかに出てきますので、そこについては十分見て

いかなきゃならないのかなと思っています。

各地の相談件数が横ばい、低下傾向だといいいながら、ちょっとこの公的な、いわゆる破産や再生のところを見ますと、必ずしもそうではないし、それから、今日ちょっと出たのは、気になるのが、多重債務が原因と見られる自殺者というところで、ずっと下がってきたのですけれども、25年の2.5%を境に上昇傾向になっていて、今、3.4%、自殺者数は基本的には下がってきている中で、この分野での自殺者というのが、やっぱり出てきている。ここは、センサー機能とすれば大事にしていかなければならない。人の命が失われているということからすると、まだまだこの問題をきちっと議論して、分析していかなければならないのかなと思っています。以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、浜田構成員、よろしく願いいたします。

【浜田構成員】 経済アナウンサーの浜田でございます。よろしく願いいたします。先ほど消費者庁の澤野企画調査官から詳しくギャンブル等依存症対策の関係についてはご説明がありましたので、詳細は割愛させていただきます。今年2月にギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員として任命を受けまして、こちらに同席されていらっしゃる谷崎構成員とご一緒に審議を進めてまいりました。

多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向の配付資料、12ページ以降、先ほどご紹介があったとおりでございますけれども、今年4月、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、閣議決定がなされたところでございます。

会議を通じまして、多重債務問題の観点からのギャンブル等依存症へのアプローチをどう実際につなげていくか。また、こちらの会議でもたびたび出てきております金融リテラシー教育の中で、ギャンブル等依存症をどう伝えていくかをより深く検討していく必要があるのではと、やはり会議に出席しながらも実感しているところでございます。

ギャンブル等依存症による多重債務問題につきましては、多重債務問題というのはさまざまな要素が絡み合って発生いたしますので、完璧な解決方法を見出すということとはなかなか現実的ではないのですが、今後、発生するさまざまな課題に柔軟に対応するような組織、専門家のネットワークなど、先ほどから包括的な連携というお話が出ておりますが、その整理をすることが改めて必要ではないかということを感じているところであります。

また、全体的な課題といたしまして、依存症対策による経路、さまざまですから特効薬がないという認識は重要だと思いますが、だからこそ長期的に問題に向き合うシステム、

組織ないしネットワークを構築し、さまざまな問題に対処するワーキングチームを連携してつくっていくということが重要ではないかということです。

また、今回、基本法案の閣議決定がなされた中で、金融経済教育を通じた取り組みの強化、金融リテラシーを高めていくための対策の中に、金融リテラシーを身につける必要性について反映をして頂いておりますが、やはりこの金融リテラシーというのは人生を豊かにするための知識であって、ギャンブル等依存症を防止するためには、国民全体で金融リテラシーを向上させることが1つの解決策。

また、多重債務問題についても、この金融リテラシーの向上というのはとても重要であると思います。この金融リテラシー教育の中で多重債務問題の対策もそうですけれども、自分の収入からギャンブルに使えるお金を割り出す方法などを伝えていくということと、それを超えると加速度的に不都合が生じるですとか、具体例を入れながら今後教育していく。家計管理ならびに、金銭教育は重要であると実感しております。

また、全体的な課題として、今後も引き続き、先ほどご説明がありましたとおり、PDCAをうまく活用して、全体で見守っていく仕組みづくりが重要であると思います。また、青少年等の若い世代に対するSNSなどを活用した情報発信の強化、これもどんどん進めていって、ネット空間もきちんとしたモニターをしていく必要があるのではないかと感じております。

先ほど日本貸金業協会、また全国銀行協会さんから、貸付自粛制度についてのご説明がありました。精力的に取り組んでおられるところでございますが、まだこの制度自体、知らないという方が9割を超えているという調査結果でございます。全国銀行協会におかれましては、スタートしてまだ3カ月足らずで精力的に取り組んでいらっしゃいますけれども、この貸付自粛制度のメリット、またデメリットも含めまして、広く消費者の皆様浸透させることにより、借金が習慣となり、なかなか自分で管理することができないということに困っている方々に向けて、無計画な借入れからの脱却の1つの手段となり得るということを期待しておりますので、これは引き続き取り組んで頂くということを期待しております。

また、相談においては、先ほどの資料の中で、多重債務問題とギャンブル等依存症との関係の中でギャンブル等依存症か否かという判断は、この相談の中で困難ということが連携を行われていなかった理由として取り上げられていました。平成30年10月に施行しましたギャンブル等依存症対策基本法の基本理念においても、多重債務、また貧困、虐待、

自殺、犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、配慮が必要であると掲げられますとおり、本人及びご家族が日常生活、また社会生活をスムーズに営むことができるようには、やはりこの連携体制での支援が必須になるかと思っております。

そのほかの点については、また後ほど問題提起させていただきますが、ギャンブル等依存症に関する問題等を含めましての多重債務問題についての意見については、以上でございます。

【山本座長】 浜田構成員、ありがとうございました。

それでは、これまでの各省庁、あるいは各構成員からのご意見、ご報告なども踏まえまして、皆様からご意見、ご指摘を頂戴したいと存じます。ご発言がある方は挙手をお願いいたします。

渡邊構成員、どうぞ。

【渡邊構成員】 資料提供等、ありがとうございました。私どもの協会でも週末に相談を受けておまして、週末はどうしても平日に相談できない方からの相談というのが多く、情報通信等の相談が多く比較的高齢者とか、多重債務の相談というのは少ないのですが、それでも毎年数十件はございます。件数としては、少しずつ減少しているように見受けられる状態なのですが、最近ギャンブル等依存症と言われたとか、10年間ずっと借り続けていて困っているとか、自己破産というのがよくわからないとかいうような相談もまだまだあります。

ギャンブル等依存症という言葉がいろいろ法律等ができたことで周知され、自分自身も自覚を持たれたかと思えますけれども、やはり潜在的にたくさんそういう方がいらっしゃるんだということを実感しております。私ども、できることは対応することと、消費者教育ということで、さまざまな教材、特に学校教育でも使えるようなものというのをつくって、できるだけ出前講座等を通じて普及をしていこうと思っております。

その中で、特に成年年齢の引き下げに関わりまして、若い方の相談の中で、商品を買って、お金がないから簡単に学生ローンで借り、銀行で少額ですけれども、簡単に借りられる、さらにネットで申し込んで借りられるというような現象が相変わらずあります。学生ローンに関しても、大学でかなりさまざまな啓発等をして頂いていますがけれども、業者のほうからそれとは関係ないんだと言われてしまうと、簡単に信じ込んで契約をしてしまつて、業者の指示どおりに学生ローン等でお金を、虚偽の申告をして借りてしまうということです。

もちろん学生のほうにも問題がありますけれども、審査のときにもう少し具体的に、丁寧に確認をして頂くということを検討して頂けないかと思っております。業者がついていて、指示どおり言えば、ほぼ予定どおりのお金が借りられているようです。足りない分を消費者金融のネットの申し込みで借りるということをしているようです。そういうところから、それが返せなくなってしまうと、人生の社会人としての入り口のところでつまずいてしまうというケースがたくさんあって、とても懸念をしております。

消費者教育も非常に大事だと思ってさまざま行っておりますが、なかなか若い方にそれを浸透させるというのは難しいのが現状です。やはり厳しい審査をして、金を借りるということはどういうことかということを実感させるような制度づくりをして頂きたいと思っております。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。谷崎構成員。

【谷崎構成員】 谷崎でございます。今日の資料のほうを見させて頂きまして、カードローンと銀行カードローンと貸金業者の分の推移等と、あと全銀協さんの残高というのが出ていますが、代位弁済をした分というのは、これ、全然反映されていないんです。銀行のカードローンは横ばいだと言われていますが、結局返済が滞ると、貸金業者が代位弁済をしまして、それがこれ、貸金業の残高に入っているのかどうかというのがわからないんです。

全銀協さんのほうの資料についても、貸金業協会さんの資料についても、その部分が一切ないんです。ということは、銀行のカードローンは横ばいだと言いながら、求償権で結局代位弁済されているというのが増えているんです。からくりがあるんじゃないかと思っております。そこをきっちり出して頂かないと、この資料は全然意味がないものになっているのではないかと感じているところでございます。ですので、その部分を出して頂かないと、これはちゃんとした客観的な資料に基づいての検討ができないのではないかと思っております。以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

新里構成員。

【新里構成員】 今、谷崎さんが言っていたことは、前々から、名寄せがいわゆる消費者金融の分だけが5社とか3社とかいうことになっていて、全体で見ると、消費者金融が銀行のカードローンの保証になっている。それが含まれていないと、全体の、例えば5社

以上の借入れが9万人と言っても意味がないというか、全体を把握していないのではないかなど。

それと、今もう一つ、谷崎さんから出たのは、代位弁済率がどのぐらいの推移になっているかというのは、ちょっと次の機会には出して頂かないと、これもどういう推移になっているのかわからないのかなど。だから、初めのものについては、どういう状況なり、いつも、この情報の一本化で見れないのか、それをしないと実態がわからないよねというのを、ここ3年ぐらいずっと言い続けているのですけれども、その状況と、それから、次回には代位弁済のところ、今代位弁済率の推移がわかるのであれば教えて頂いて、わからないのであれば次回と。

それから、手を挙げた一番の要因は、先ほど触れた多重債務が原因と見られる自殺者数というのがどうもすごく気になっていて、金融庁にお出し頂いた資料で、10、11ページのところを見ると、年齢のところを見ると、40代から59まで、一番の働き盛りのところがこれで365人になる。ここについて、もう少し何らかの分析、これに対する対応とか、何かないのかなど。そこらを、ちょっと可能であれば教えて頂いて。

私、若年の死亡原因が自殺だということだったので、もう少し若年のほうが多いのかなと思ったら、そうではなくて、40代から50代で、60代になるとまた下がっちゃうということになっているので、ここに何か原因、分析が何かあるのかなということをお教え頂ければと思います。

【山本座長】 ありがとうございます。今、1点ご質問があったかと思えます。代位弁済分の弁済率、弁済総額が把握されているかどうかという問題。それから、年齢別の自殺者で、特に働き盛りの方の自殺の要因を分析されているかどうか。それは事務局のほうから。

どうぞ。

【金融庁（岡田（調））】 すみません、会社室の岡田と申します。銀行カードローンの貸金業者によります保証業務の関係なんですけど、こちらの業務につきましては、貸金業法の規制の対象外となっております、貸金業者によります代位弁済の代弁率等についての情報につきましては把握しておりません。お示しするという事は、今は困難という状況になっております。

【山本座長】 ありがとうございます。この自殺のほうは、統計は厚生労働省、警察庁の統計ということになっておりますが、何か。

【厚生労働省（八木澤）】 厚生労働省でございます。この自殺のデータは警察庁さんと連携して調査しているものでございます。その実態はどうなのかというのは、この年代、もうちょっと具体的にというのは、どういう分析というお話なんでしょう。

【新里構成員】 どうも、この2つの年代のところだけが非常に多くて、その前後が少し低いものですから、何か特有のここに対する問題点、何が原因かということの分析があるのかどうかということです。

【厚生労働省（八木澤）】 この下に書いてあるような……。そうですね、警察庁のほうはないですね。多分、これ以上のデータはないんだと思うんですけども。私も今、担当していないもので、ここは調べてみますけれども、これ以上のものは多分ないのかなと思っております。

【山本座長】 それでは、浜田構成員。

【浜田構成員】 浜田でございます。3点、ご質問、問題提起がございます。まず1点目ですが、今、新里委員からお話がありました、多重債務が原因と見られる自殺者数が0.3%、微増ということになっておりますが、その詳しい背景が把握されているかということ伺いたかったんです。先ほどヤミ金の件数も増えているという報告があったこともありまして、情報収集の必要性があるのではないかと感じております。

また、自己破産件数につきましても、こちらも増加ということで。

【山本座長】 12ページですね。

【浜田構成員】 12ページですね、失礼いたしました。12ページに自己破産件数の増加ということがありました、こちらと資金需要者の背景ですね。あと、多重債務に陥っている可能性など、精査する必要があるのではないかと感じております。

また、1点ですが、次が15ページの、先ほどご説明頂きました、新たなヤミ金事案についてのSNSの個人間融資についてです。SNSや掲示板サイトなどを通じまして、見知らぬ人同士が金銭の貸し借りをしている、この個人間融資ということが問題になっていて、前回の懇談会で、私も、最近は犯罪相談のつながりのない、一般の人の独立したヤミ金業者というものが増えているという話が、取材を通じて聞こえてきていますとご報告しました。

その後もさまざまなケースが明らかになっています。例えばこの個人間融資はここにお示しのとおり、ハッシュタグをつけて、個人間融資ですとか、個人融資で検索するとおわかり頂けると思いますが、結構個人間融資、SNSの投稿内容が多数出てきて、中には、

普通、一般の方がへそくりでの運用で少額融資をしているとか、業者ではありませんとうたってお金を貸します、ですとか。

あと、一方、借り手も、幾ら貸してくださいだったりとか、結構誰でも融資可能、相談だけでも受け付けているというような、甘い言葉で勧誘したり、簡単に貸してほしいと依頼しているというのが現状にあります。そこで、掲示板やツイッターなどの投稿を通じて、お金を借りたら高額な利息の支払いを求められる、ですとか、SNSで融資をしてくれるという人がいたので、まずお金を借りるための保証先を先に振り込んでほしいと言われて支払ったと、後で連絡がつかないとか、いろいろなケースがあります。

中には、最近ひどい例では、ひととき融資とあって、肉体関係をお金を貸す条件にして個人間融資を行う、出資法違反で逮捕されたというケースもありました。SNSを通じての個人間融資、貸金業の無登録営業でもありますし、貸金業法違反にも該当しますので、このSNSの個人間融資に関する注意喚起、より多くの消費者の方に情報が広く浸透できるように注意喚起が必要ではないかと思えます。

例えば、若者が多く集う駅などにポスターをストーリー仕立てでわかりやすく注意喚起するですとか、大学や学校などにリーフレットを置く、ツイッター等での注意喚起もあると思うんですが、グーグルやフェイスブックなどのプラットフォームなどのSNS運営企業に対して、私的貸付などを監視して防止するような協力を呼びかけるなども必要なのではと考えております。

1つの例として、メルカリでお金を出品するケースが以前あったかと思うんですけども、ネット企業の参加にも問題意識を共有してもらって、防止に協力してもらうのは効果がありそうですが。

あと、もう一つの問題は、個人的にお金を貸すことが貸金業法の無登録営業になって、最高刑が懲役10年であるということを知らないで加害者になっている方も多くいると思います。いま一度、個人間であっても安易にお金を貸すと、懲役10年ですよなどと、もう少し厳しく広報する必要があるのではないのでしょうか。以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。

ほかにご意見、ございますでしょうか。杉浦構成員、お願いします。

【杉浦構成員】 本日は、さまざまなお報告を賜りまして、また、構成員の皆様方からいろいろご示唆に富むご発言を頂いて、大変勉強になっております。金融論とか、金融法を研究する学者の立場として、雑駁ではございますけれども、今現在考えている簡単な分

析だけを申し上げたいと思います。

やはりSNS金融のようなものが今増えてきているというところが、1つの象徴的なシーンではあるのですが、最近では気軽さといったものが1つのキーワードになっています。あともう一つは、この懇談会そのものが個人向け融資を1つの対象にしているわけですが、個人向け融資なのか、それとも中小企業向け融資なのかという部分は、やや表裏一体化しているわけで、とりわけ私が調査しているところの中では、SNS融資とか、あとはヤミ金といったものに頼っている方のかなりの部分が実際的にはベンチャー的なものを立ち上げようとしている方だったりとか、中小企業金融だったりするという部分も、それなりのパーセントを占めているというデータも出てきつつあるという状況です。その中で、やはり今。さまざまな流れの中で、ちょっと言い方がよくないかもしれませんが、各省庁がやや競い合うような形で政策金融という形で、さまざまなファンド等をつくって日本の復興というか、再生という形に取り組んでいっていいのですが、よくよく見てみると、それぞれの官製ファンドはそれなりに縛りが強くて、経営の立場から考えていくと、なかなかそれを使いやすいという状況になっているわけではないというのが、今現在、既にさまざまな統計等の中でも、官製ファンドの成績というか、状況が必ずしも芳しくないというところで現われていると考えられます。

加えて、今日はまた金融機関の全銀協や貸金協会からのほうからもご発表を頂いたわけですが、この中で金融機関側のほうも経営の観点を含むさまざまな観点から、どんどん貸せるという状況では現在ないような状況が明らかになり、では、誰から借りればいいのかという問題が発生してくる。そのような中で、こういったいわゆるSNS金融だったり、ヤミ金といった、いわゆる無登録業者からの融資といったものが、この借りにくさから発生しているという問題は確かだと思います。

反面、だからといって、私自身が、貸金業法をどうすべきだと申し上げているわけではなくて、新里構成員や、今回構成員の皆様方からのお話を聞いていると、依然、状況の厳しさといったものも反面には存在するということは事実なんだと感じます。その中で、貸金業法改正時に今とは別の立場で、諸外国の消費者ローンとか、貸金業の現状ということがかつて調べた立場であるわけですが、以前と今も、何一つ変わっていないと思うことが1つあります。

それは、なぜ欧米の状況と日本のこの貸金業や、いわゆる中小企業金融をめぐる状況は、なぜ相変わらずここまで乖離しているのかという、研究者の1人として強く関心がありま

す。1つは、例えば諸外国でもSNS金融みたいなものがあるときに、日本と同様の問題がないとは言わないわけですが、そういったものが登場してくることによって、市場が活性化され、より安い、より手軽で、そして場合によっては安全な融資みたいなものが発達している状況が片方ではあるのに比較して、日本の場合は、どうしてもこういったSNS金融などによる犯罪的なものの方がむしろ出てきやすい状況が生まれている。

いわゆる健全な競争を促す状況があるのか、ないのか。そして、どういう形でそれが諸外国などでうまくいっているのか、場合によってはうまくいっていないのかということを含めて、私自身の課題としながら、今後も調査研究していかなければいけないなということを、感想めいたコメントで恐縮でございますが、そう思い、一言申し上げた次第です。以上です。

【山本座長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間も迫っておりますので、ここで意見交換を終了したいと思います。大変活発なご意見、ご指摘を頂戴いたしまして、また次回以降についての宿題のようなものも出して頂いたように思いますので、関係省庁等におきましては、本日のご意見等をご活用頂ければと思います。ありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上であります。事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

【金融庁（直井）】 本日は貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。次回の開催につきましては、今年の冬ごろになるかと思いますが、別途調整の上、事務局からご連絡をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

【山本座長】 それでは、これにて第13回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を終了させていただきます。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

— 了 —